

週刊WEB

企業経営

マガジン

2018
601
11/20

ネット
ジャーナル

Weeklyエコノミスト・レター 2018年11月15日号

2018～2020年度経済見通し (18年11月)

経済・金融フラッシュ 2018年11月12日号

企業物価指数(2018年10月) ～川上から川下への上昇圧力が弱まる

経営
TOPICS

統計調査資料
2018(平成30)年7～9月期
四半期別GDP速報 (1次速報値)

経営情報
レポート

金融革命となるか？
フィンテックをめぐる動向

経営
データ
ベース

ジャンル:資金繰り サブジャンル:債権管理
物的担保の確保
売上債権と買入債権の関係

本誌掲載記事の無断転載を禁じます。

発行:税理士法人 森田会計事務所

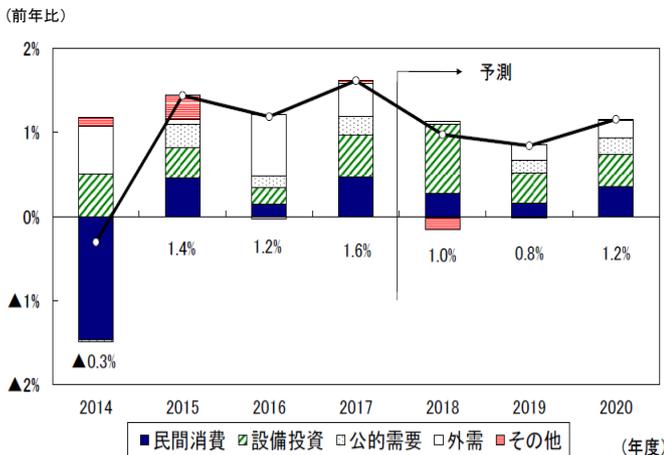
2018~2020年度経済見通し (18年11月)

ニッセイ基礎研究所

＜実質成長率:2018年度1.0%、2019年度0.8%、2020年度1.2%を予想＞

1 2018年7-9月期の実質GDPは消費、設備、輸出がいずれも減少し、前期比年率▲1.2%と2四半期ぶりのマイナス成長となった。10-12月期は自然災害による落ち込みの反動から高めの成長となるが、景気の牽引役となってきた輸出は、海外経済の減速を背景に2018年に入り減速している。

実質GDP成長率の推移(年度)



(資料) 内閣府経済社会総合研究所「四半期別GDP速報」

2 2019年度から2020年度にかけての日本経済は、消費税率引き上げ、東京オリンピック・パラリンピック開催によって景気の振幅が大きくなることを見込まれる。

消費税率が引き上げられる2019年10-12月期のマイナス成長は避けられないが、軽減税率の導入、各種の負担軽減策から2019年度下期の景気の落ち込みは限定的にとどまるだろう。

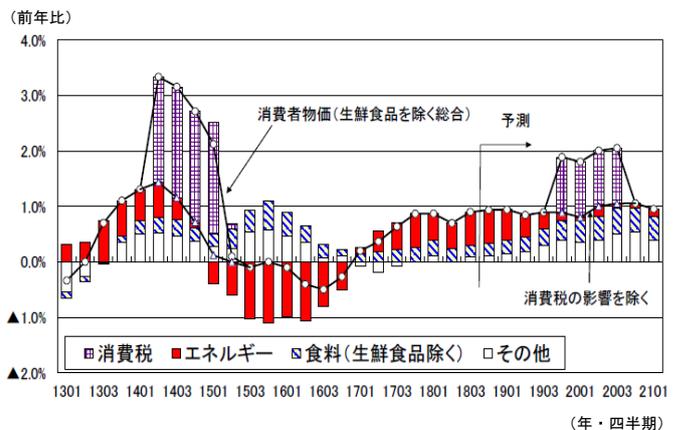
3 2020年度前半は東京オリンピック開催に向けた需要の拡大から高めの成長となるが、2020年度後半はその反動から景気の停滞色が強まる可能性が高い。

実質GDP成長率は2018年度が1.0%、2018年度が0.8%、2019年度が1.2%と予想する。

4 消費者物価上昇率(生鮮食品を除く総合)は、2018年度が0.9%、2019年度が0.8%、2020年度が1.1%(消費税の影響を除く)と予想する。

賃金上昇率が低水準にとどまりサービス価格の上昇率が高まらない中では、物価目標の2%が達成されることはないだろう。

消費者物価(生鮮食品を除く総合)の予測



(注) 1504までは10年基準、1601以降は15年基準
(資料) 総務省統計局「消費者物価指数」

経済・金融フラッシュの全文は、
当事務所のホームページの「マクロ経済予測レポート」
よりご確認ください。

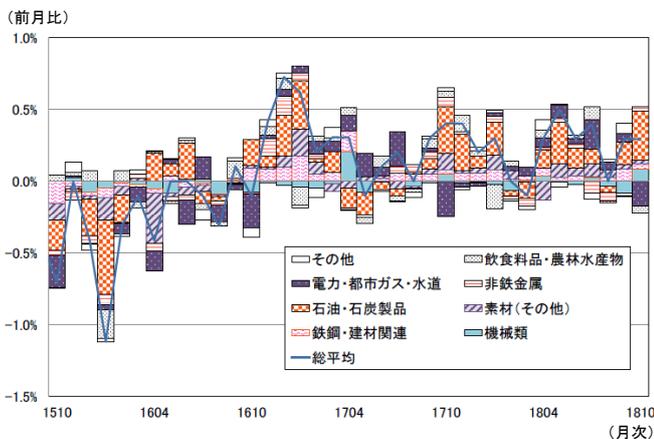
企業物価指数(2018年10月) ～川上から川下への上昇圧力が弱まる

ニッセイ基礎研究所

1 国内企業物価は上昇基調が続く

11月12日に日本銀行から発表された企業物価指数によると、2018年10月の国内企業物価は前年比2.9%（9月：同3.0%）と上昇率は前月から0.1ポイント低下し、事前の市場予想（QUICK集計：同2.8%）を小幅に上回った。伸び率は22ヵ月連続のプラスだが、4ヵ月ぶりに3%台を割り込んだ。前月比では0.3%（9月：同0.3%）と伸び率は前月から変わらず、2ヵ月連続のプラスとなった。

国内企業物価指数の前月比寄与度分解



(注) 機械類：はん用機器、生産用機器、業務用機器、電子部品・デバイス、電気機器、(月次)、情報通信機器、輸送用機器、鉄鋼・建材関連：鉄鋼、金属製品、窯業・土石製品、木材・木製品、スクラップ類、素材(その他)：化学製品、プラスチック製品、繊維製品、パルプ・紙・同製品、その他：その他工業製品、鉱産物

(資料) 日本銀行「企業物価指数」

2 輸入物価は4ヵ月ぶりに上昇

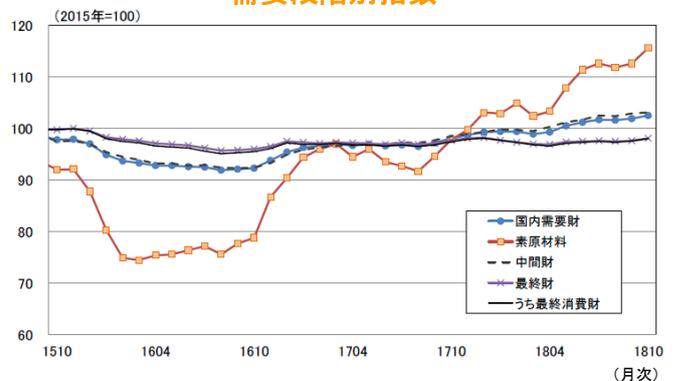
10月の輸入物価は、契約通貨ベースでは前月比1.0%（9月：同0.0%）と4ヵ月ぶりに上昇した。また、10月のドル円相場は、前月比0.8%の円安水準になったことから、円ベースでは前月比1.6%（9

月：同0.6%）と輸入物価を押し上げた。前年比（円ベース）は9.5%（9月：同10.8%）と2ヵ月連続で伸び率が鈍化している。

3 先行きは川上から川下への上昇圧力が弱まる

10月の需要段階別指数（国内品+輸入品）をみると、素原材料が前年比18.2%（9月：同19.0%）、中間材が前年比4.7%（9月：同5.3%）、最終財が前年比0.4%（9月：同0.5%）と全ての段階で上昇率が鈍化した。川上にあたる素原材料の上昇が一服し、川下の最終財への価格転嫁の動きは弱まっている。特に、最終財の輸入品は前年比▲0.4（9月：同0.0%）と下落に転じた（最終財の国内品は前年比0.6%（9月：同0.6%）と横ばい）。

需要段階別指数



(資料) 日本銀行「企業物価指数」

経済・金融フラッシュの全文は、
当事務所のホームページの「マクロ経済予測レポート」
よりご確認ください。

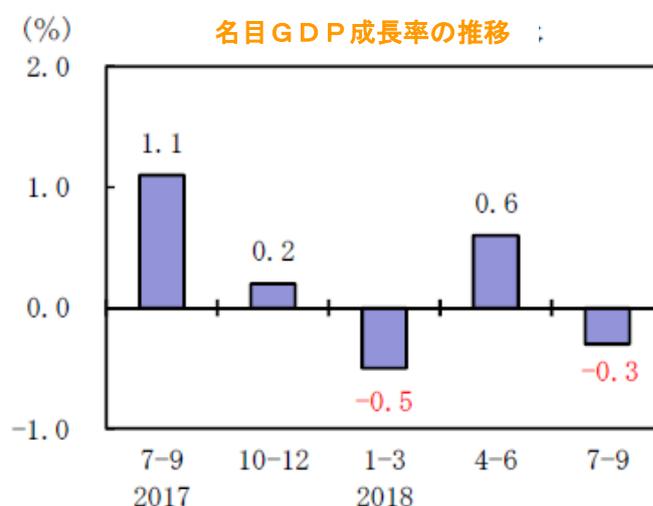
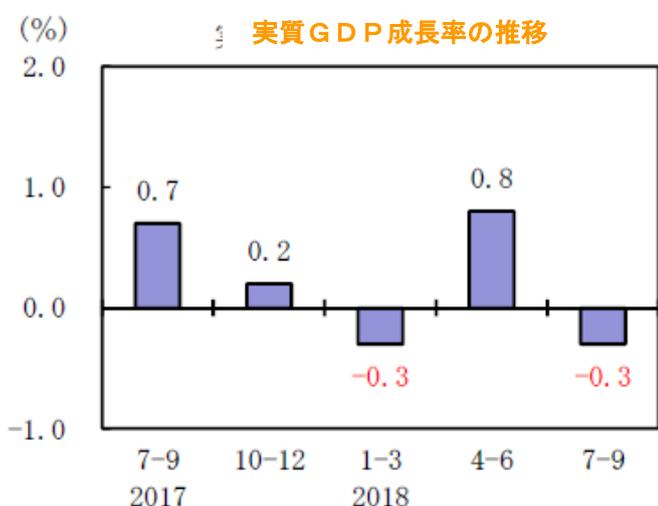
2018(平成30)年7~9月期 四半期別GDP速報(1次速報値)

内閣府 2018年11月14日公表

国内総生産(支出側)及び各需要項目

1 GDP成長率(季節調整済前期比)

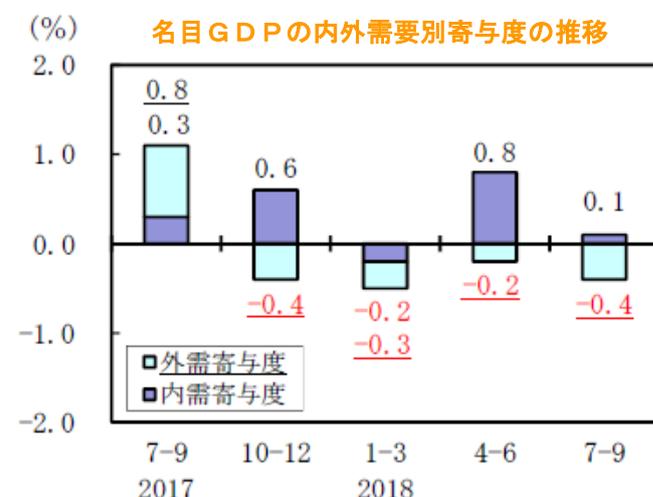
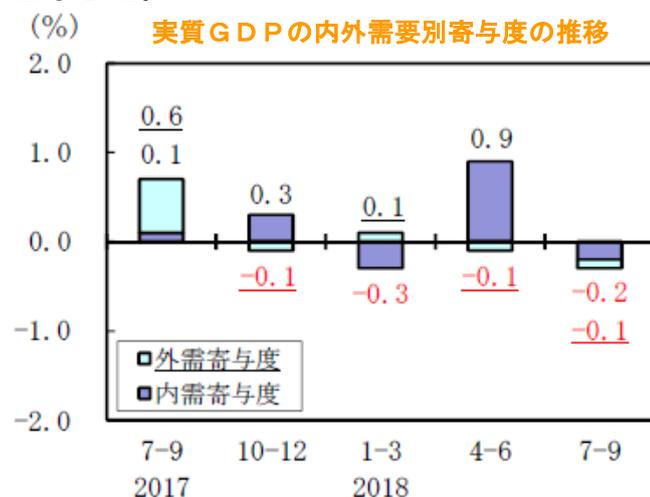
2018年7~9月期の実質GDP(国内総生産・2011暦年連鎖価格)の成長率は、▲0.3%(年率▲1.2%)となった。また、名目GDPの成長率は、▲0.3%(年率▲1.1%)となった。



2 GDPの内外需別の寄与度

GDP成長率のうち、どの需要がGDPをどれだけ増加させたかを示す寄与度でみると、実質は国内需要(内需)が▲0.2%、財貨・サービスの純輸出(輸出-輸入)が▲0.1%となった。

また、名目は国内需要(内需)が0.1%、財貨・サービスの純輸出(輸出-輸入)が▲0.4%となった。



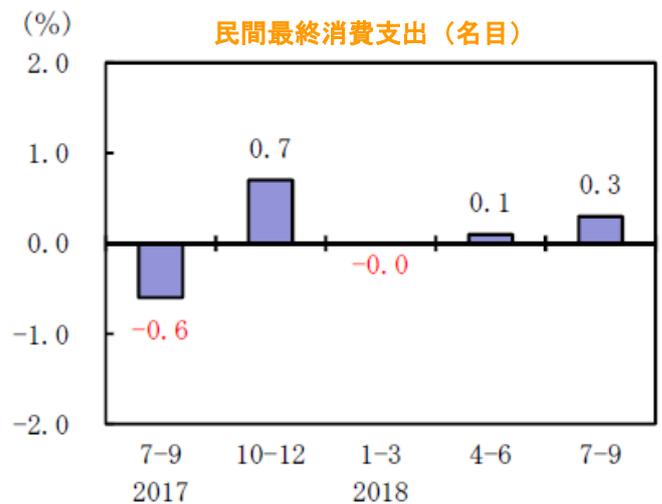
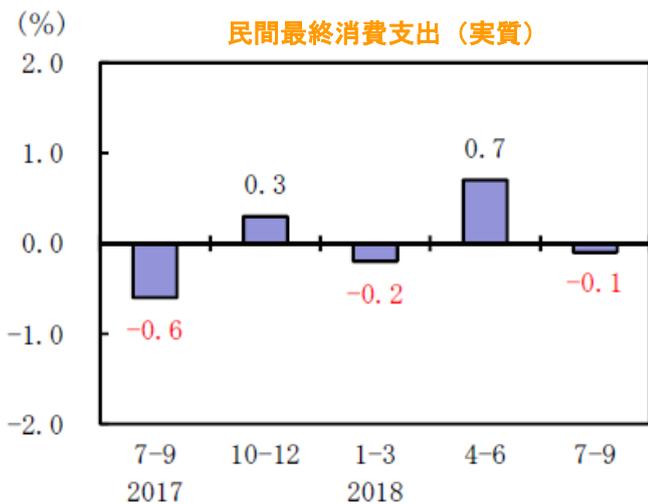
3 需要項目別の動向(季節調整済前期比)

(1) 民間需要の動向

民間最終消費支出は、実質▲0.1% (4~6 月期は 0.7%)、名目 0.3% (4~6 月期は 0.1%) となった。

そのうち、家計最終消費支出は、実質▲0.1% (4~6 月期は 0.7%)、名目 0.3% (4~6 月期は 0.1%) となった。

家計最終消費支出 (除く持ち家の帰属家賃) は、実質▲0.2% (4~6 月期は 0.7%)、名目 0.4% (4~6 月期は 0.1%) となった。

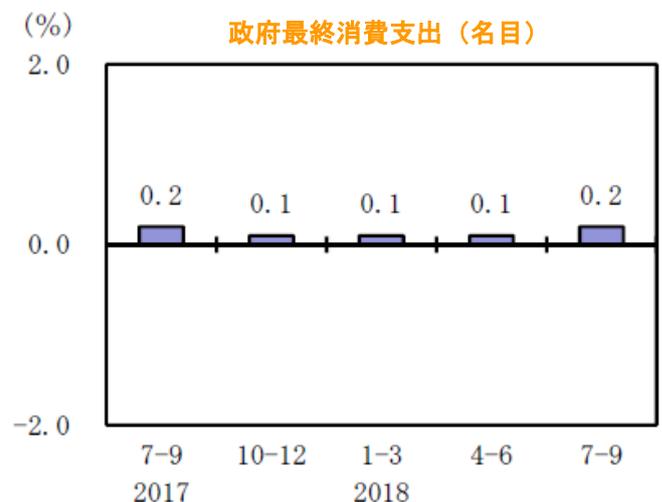
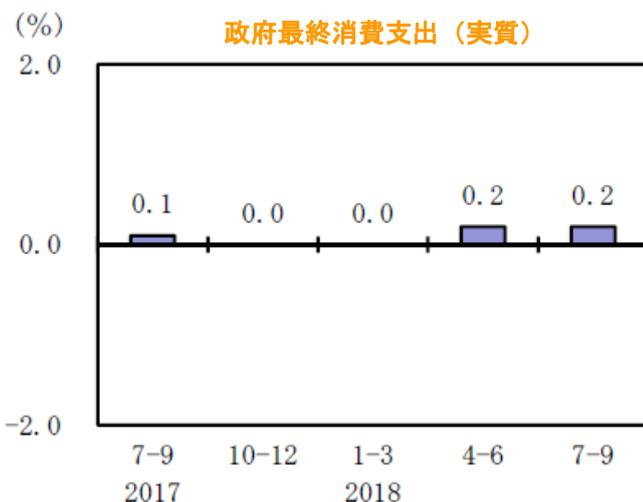


(2) 公的需要の動向

政府最終消費支出は、実質 0.2% (4~6 月期は 0.2%)、名目 0.2% (4~6 月期は 0.1%) となった。

公的固定資本形成は、実質▲1.9%(4~6 月期は▲0.3%)、名目▲1.5%(4~6 月期は 0.1%) となった。

公的在庫変動の成長率への寄与度は、実質 0.0% (4~6 月期の寄与度は▲0.0%)、名目 0.0% (4~6 月期の寄与度は 0.0%) となった。

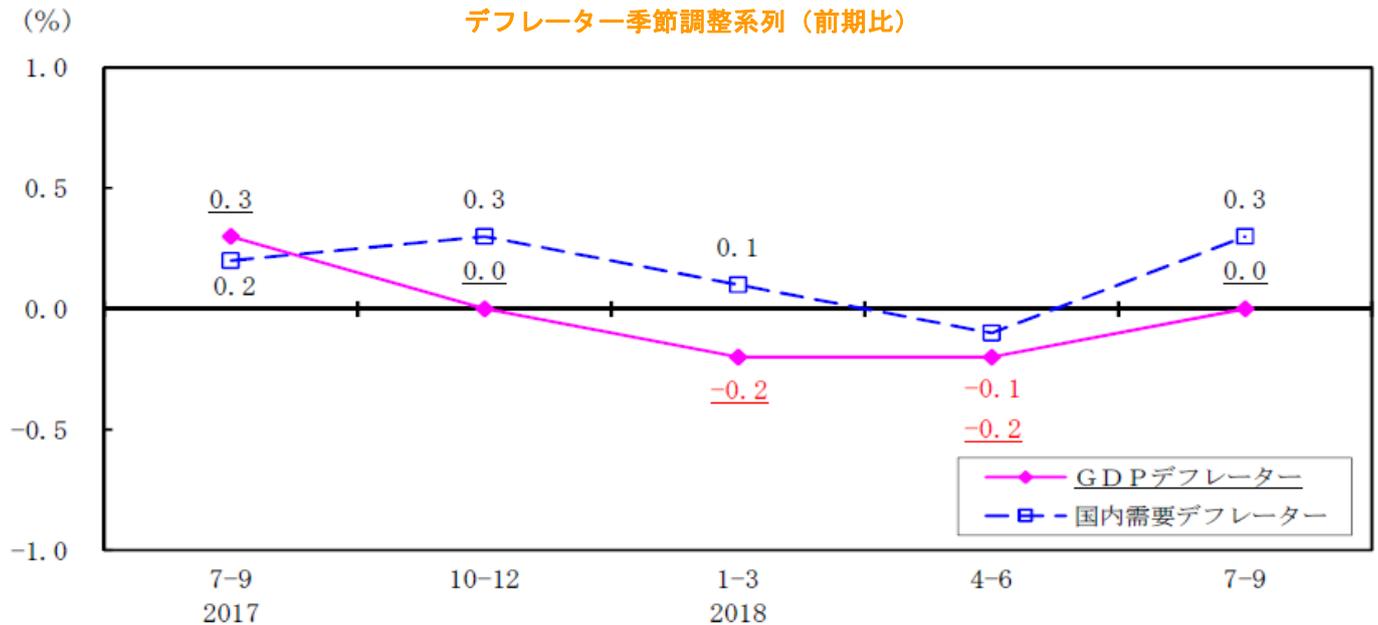


4 デフレーターの変動

(1) 四半期デフレーター季節調整系列^(注)(前期比変化率)

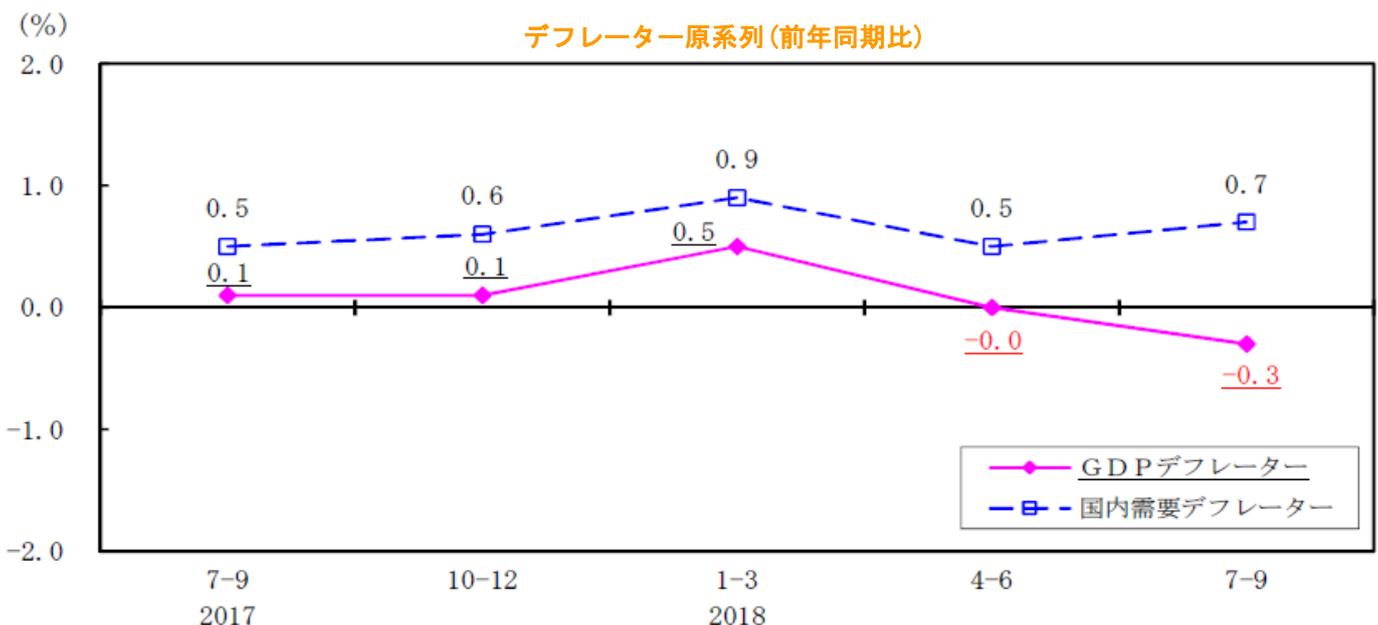
GDPデフレーターは、0.0% (4~6月期は▲0.2%) となった。国内需要デフレーターは、0.3% (4~6月期は▲0.1%) となった。財貨・サービスの輸出デフレーターは1.1% (4~6月期は0.3%)、財貨・サービスの輸入デフレーターは3.0% (4~6月期は0.9%) となった。

(注) 四半期デフレーター季節調整系列 = (名目季節調整系列 / 実質季節調整系列) × 100



(2) 四半期デフレーター原系列 (前年同期比変化率)

GDPデフレーターは、▲0.3% (4~6月期は▲0.0%) となった。国内需要デフレーターは、0.7% (4~6月期は0.5%) となった。財貨・サービスの輸出デフレーターは1.9% (4~6月期は1.8%)、財貨・サービスの輸入デフレーターは7.6% (4~6月期は4.9%) となった。



2018(平成30)年7~9月期 四半期別GDP速報(1次速報値)の全文は、
当事務所のホームページの「企業経営 TOPICS」よりご確認ください。



金融革命となるか？ フィンテックを めぐる動向

1. 金融業界を揺るがすフィンテック
2. フィンテックのサービス分類と事例
3. 新たな金融サービスが及ぼす影響
4. 新しい金融サービスの浸透と今後の課題



参考文献

- 『週刊エコノミスト』 2015年12月15日号
『日経ビジネス』 2015年12月14日号
『FinTech 革命』（日経BP社）
『ICT 基盤に関する国際比較調査（総務省）』 2011年度

1

企業経営情報レポート

金融業界を揺るがすフィンテック

■ ITによる金融サービスとして注目されているフィンテック

ITを使った「フィンテック」と呼ばれる新しい金融サービスが生まれています。

フィンテックとは、「ファイナンス・テクノロジー」の略語であり、もとはファイナンス (Finance) とテクノロジー (Technology) の2つを併せた造語です。これまで金融機関が担ってきた決済や資産運用、融資といったお金にまつわるサービスが、インターネット環境の普及や新たな企業の参入等にもなう技術の発展を受けて、さらに使いやすくなることが期待されています。

■ フィンテック企業が掲げる理念

フィンテックは、従来の金融業界では考えられなかった利便性を生み出し、金融機関にとって大きな脅威となっています。こうしたフィンテック企業の目的は、既存の金融機関のサービスが届かない人や企業に金融サービスを提供することにより、新たなビジネスチャンスを創出することです。フィンテック企業と金融機関をめぐる関係は、流通業界等でも見られたネットビジネスと店舗との競争と同じ構図になっています。今後は、金融業界も対面営業のメリットを押し出していか、フィンテック企業と連携を行いながら、現在の顧客に対してより良いサービスを行っていくのかなどの対策を選択し、実施する必要があるでしょう。

■ 金融の各事業領域に与えるインパクト

野村資本市場研究所は、フィンテックによる既存の金融事業領域への影響を、5つの類型に分けてまとめています。この類型では、決済や融資、投資と言った既存のビジネスの各領域において、それぞれの影響度合いに応じた分類がされています。

現在の金融事業を支援するといったレベルのサービスから、変革や代替、新たな金融仲介となりうるものまで、フィンテックの事業領域が金融事業へ影響を与えることを示しています。

そして、5類型の中で最も影響があるものとして、ブロックチェーン技術が挙げられています。金融取引のすべてを記録した帳簿の作成・維持が、低コスト、かつ集中管理する機関を用いずに可能となるため、その取引インフラが根本から変わってしまう可能性があります。

フィンテック分野への投資は世界中で勢いを増していますが、日本は遅れを取っています。国ごとの投資額では、米国の98億8700万ドル、英国の6億2300万ドルに対して、日本は5400万ドルにとどまります。

要因としては日本の金融事業における規制によるものが大きいと考えられます。

2

フィンテックのサービス分類と事例

フィンテックのサービス事例にはどのようなものがあるでしょうか。

2015年8月11日の日経産業新聞では、従来の金融サービスに革新をもたらすサービスを、以下のような分類で紹介しています。

分類	概要
①モバイル技術要素に関するもの	デジタルウォレット(モバイル端末での支払い、カード決済)、P2Mペイメント(銀行口座を介さない個人間決済)
	PFM(家計簿等個人資産管理)
	ウェアラブル技術による認証
	金融サービスアプリの開発をオープン化するオープンバンク
②ビッグデータ、クラウドを活用したサービス	顧客情報分析に基づくマーケティング、顧客サービス提供等のオペレーティングモデル
	人工知能(AI)技術を用いた顧客対応やロボット対応
	PIVAS(購入履歴の分析に基づくクーポン等特典提供サービス)
	アルゴリズムトレードやマーケット、企業分析等の投資情報の提供を含むデジタルウェルスマネジメント
③ソーシャル/クラウド	仮想通貨(管理が世界に分散されたソーシャル)
	交流サイト(SNS)などソーシャルな情報に基づく投資判断支援
	銀行を介さない個人間の為替等通貨交換
	一般から投融資を募るサービス
	ゲームと実社会を融合し、ゲーム要素を利用して顧客誘致などを行うサービス

分類のキーワードとしては、「モバイル、ビッグデータ、クラウド、ソーシャル」といった、インターネット業界の用語が挙げられています。また決済や個人資産のみならず、お金に関する幅広い面で新たなサービスが生まれてきています。

メジャーなサービスの例としては、以下のようなものがあります。

- モバイル決算サービス

スマートフォンやタブレット端末をクレジットカードの決済端末にするサービス

- クラウドファンディング

事業内容に魅力を感じた人から、インターネットで出資金を集めるサービス

- EC(電子商取引)事業者による融資審査

ビッグデータから融資に必要なデータを瞬時に分析し、的確な判断を行うサービス

3

企業経営情報レポート

新たな金融サービスが及ぼす影響

■ フィンテックが金融業界に及ぼす影響

フィンテックをめぐる動向は、既存の金融機関に対してどのような影響があるのでしょうか。

各種報道や分析によれば、金融業界に大きな影響があることは否定できません。アメリカのコンサルティング会社マッキンゼーは、2015年9月に発表した「グローバルバンキング・アニュアルレビュー」でフィンテックが金融機関の利益を大きく減少させるとの分析を発表しました。今後10年間でフィンテックによって銀行の利益が60%減少し、売り上げが40%減少すると予測しています。また、送金、中小企業への貸し出し、および資産管理の分野では、利益が10%から35%減少すると予測しています。

過去には、インターネットという新しい技術の発展により、消費者が店舗に行かずにウェブ上でショッピングを行うことが可能になり、いくつかの商品分野においてウェブショップが従来の店舗型ショップに取って代わりました。フィンテックの発展において、既存の金融業界にこのような大きな変化をもたらされるのでしょうか。

金融業界は、銀行がすでに社会的なインフラとして大きな影響力を持っており、またさまざまな業界規制があり自由に参入することができない業界です。さらに、銀行自らがフィンテックに相当する新しい技術開発を進めていく可能性もあります。実際、欧米の金融機関は新しい動きに対応するためベンチャー企業等への出資・買収などを行っています。人の思考や生活習慣までを大きく変えたインターネット程の変化は生じないとしても、フィンテックの技術革新は、閉鎖的であった金融分野の新たな事業として業界を変動させる期待が持たれています。

■ 金融業界の規制緩和と事業提携

現在の日本では、金融事業を行うための許認可に免許制や登録制など複数の規制が混在しており、金融サービスの横断的な提供を妨げています。欧州では、欧州連合（EU）が銀行や電子マネー事業者、決済サービス事業者を対象とした「EU決済サービス指令」という共通の規制を設けて新しい金融事業を柔軟に提供できるようにしており、日本国内でも同様なルール作りを検討しています。金融庁の佐藤参事官は、2015年12月8日、日経BPイノベーションICT研究所が主催した「金融ITイノベーションフォーラム2015」の基調講演で、この法規制の見直しについて、「ITと金融業界の新しい挑戦を継続的にサポートしていく」と語っています。

ただしサポートとは、規制緩和のことだけを指すわけではなく、暗号通貨など「最低限のルールや財務規制があった方が利用者の信頼につながり、イノベーションが進む面もある」とし、同時にしっかりとした見極めを行っていくという方向性を示しています。

4

企業経営情報レポート

新しい金融サービスの浸透と今後の課題

■ 技術革新が引き起こす今後の課題

フィンテックという新しい金融サービスの登場により、消費者の金融のサービス選択や受益の機会が増していますが、一方で技術革新のスピードがあまりにめまぐるしいため、関連する法規制等整備の面で以下のような課題が残されています。

- 金融業界への規制
- ITリテラシーの向上
- セキュリティの確保
- 事業提携における壁

■ フィンテックが広まることによる金融機関の将来像

フィンテックによる金融サービスが世の中に広まることによって、金融機関が今後どうなっていくのかを想定した内容が、アクセンチュア社の「フィンテックと銀行の将来像」に記載されています。これによれば、大きく以下2つのシナリオが想定されています。

(1) デジタル革命による破壊

新規参入企業との競争や業界規制、イノベーションに対する顧客からのニーズに対応できず、フィンテック企業もたらすビジネスモデルに取って代われ、既存の金融機関によるサービスが最小限に縮小するシナリオです。

(2) デジタル革命による再構築

金融イノベーションの浸透により、顧客の暮らしを良くすることに焦点が向けられます。また関連する企業との提携をすることにより、顧客満足以上の価値を提供する方法を習得してきます。金融機関が自らの強みを活かしながら、イノベーションを取り込むことで、新たな価値を創造できるようになります。

フィンテックによる影響は確実に既存の金融機関にも表れており、これまでと同じビジネスモデルでは対応できなくなっています。21世紀初頭のIT革命の際には、インターネットによる情報網や顧客の思考の大きな変化により、対応できない企業の淘汰や合併が進みました。反対に、我々の生活は、インターネットの普及による情報処理速度の向上や処理量の拡大、また場所を問わずに用事を済ませることが出来るようになったことなどから生活スタイルが大きく変わりました。フィンテックによる金融業界への影響においても、市場における新たなビジネスモデルに対応できる企業と、対応できずに淘汰される企業の二極化が進むとともに、消費者にとってよりサービス選択の幅が広がるといった生活の利便性が享受できるようになるでしょう。

レポート全文は、当事務所のホームページの「企業経営情報レポート」よりご覧ください。

ジャンル:資金繰り > サブジャンル:債権管理

物的担保の確保

土地・建物等の不動産を担保とする方法を教えてください。

土地・建物等の不動産を担保とする方法には、以下の方法があります。

1 抵当権

土地・建物の所有者や借地人・借家人の使用・利用を認め維持したまま担保権を設定する方法です。法務局の登記簿に抵当権として登記し、債権の支払いがないときは裁判所に競売を申し立て、落札の後その中から回収することができます。

2 根抵当権

土地・建物の所有者や借地人・借家人の使用・利用を認め維持したまま担保権を設定する方法で、先の抵当権と概念は似ています。ただし、根抵当権は、銀行からの借り入れや割り引き等の継続的な取引関係から増減する多数の債権を担保する点で抵当権と異なります。

3 質権

土地・建物の使用収益権限を所有者から剥奪し、債権者自らが使用収益を得ようとする担保です。登記簿に質権として担保し、債務者から支払いのない時、裁判所で（任意）競売できる権利を持った担保権です。

4 譲渡担保

土地・建物の通常所有者・借地人・借家人の使用・利用を維持したまま、所有権を債権者に移転するという担保です。使用・利用権を剥奪してもかまいません。債務者が支払いをしないときは、不動産を処分して清算できます。また、公正に評価し、債権者に帰属させた上で清算して回収を図ります。

5 仮登記担保

土地・建物の利用状態を継続しつつ、登記簿に代物弁済予約、停止条件付代物弁済予約を原因とした所有権移転の仮登記をするという担保権です。債務者が支払いしない際の回収方法は、仮担保登記法によって法的に規定されています。法に定められた手続きを踏み清算する、もしくは、競売によって回収を図ることになります。登録免許税等の費用が少なくてすむというメリットがあります。

売上債権と買入債権の関係

事業計画書の作成方法や
注意点を教えてください。

業績は順調に推移しているのに、なぜ運転資金が必要になるのでしょうか？
売上債権と支払債務の関係から、資金が必要になる仕組みを確認していきます。

通常の企業活動では販売代金を受取手形や売掛金で回収し、代金決済は支払手形や買掛金など企業間信用により取引されています。また販売や生産活動では一定程度の在庫を常時、持っている必要があります。この企業間信用と在庫が、運転資金を発生させる要因になるのです。

$$\bullet \text{運転資金} = \text{売掛債権} + \text{在庫} - \text{支払債務}$$

貸借対照表

現預金	支払手形
受取手形	買掛金
売掛金	短期借入金
棚卸資産	その他流動資産
その他流動資産	長期借入金
固定資産	その他固定負債
繰延資産	資本

したがって、資金繰りを安定化させるためには、期日通りの売掛債権回収と在庫の管理、そして支払債務のサイトの管理が重要です。

1 売上債権と支払債務の関係

売上債権は物の販売より発生し、通常は手形または売掛金として滞留した後に現金化されます。一方、支払債務は物の仕入により発生し通常は支払手形または買掛金として滞留し、そ

の後決済することになります。売掛債権を早期に回収し支払手形、買掛金の決済ができれば資金は回転しますが、売掛債権が滞留してしまうと支払債務の決済時に資金不足を起こしてしまいます。支払債務の決済を遅らせることで資金に余裕を発生させることができますが、信用面や価格など取引条件の面で不利になるケースもあります。何よりも決済しなければならない債務であり、支払債務の先延ばしは得策ではありません。

2 売上債権と支払債務のバランス分析のポイント

自社の売上債権と支払債務のバランスが適正か、以下のポイントで確認する必要があります。

- ①売上債権の回収日は支払債務の支払日の前になっているか
- ②売上債権の管理は行われているか
- ③売上債権の回収条件は取引先の信用状況に応じてランク分けしているか
- ④受取手形は決済代金として裏書譲渡を検討しているか
- ⑤支払サイトは一定であるか（資金に余裕があるからといって先払いしていないか）

週刊 WEB 企業経営マガジン No. 601

【著 者】日本ビズアップ株式会社

【発 行】税理士法人 森田会計事務所

〒630-8247 奈良市油阪町456番地 第二森田ビル 4F

TEL 0742-22-3578 FAX 0742-27-1681

本書に掲載されている内容の一部あるいは全部を無断で複写することは、法律で認められた場合を除き、著者および発行者の権利の侵害となります。